

## 「文化財サポーターズ」ロゴマーク使用規程

令和 7 年 3 月 31 日  
文化財サポーターズ事務局決定

「文化財サポーターズ」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、以下のとおり使用規程を定める。

### 1. 本ロゴマークの使用許可等について

（文化庁等による使用）

文化庁、READYFOR 株式会社、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団及び PROJECT\_Vega は、「文化財サポーターズ」の事業趣旨に沿った取組を行う場合、本ロゴマークを自由に使用することができる。なお、使用に際しては、他の 3 者に対して使用前に使用目的及び使用方法を報告するものとする。

（文化庁等以外による使用）

以下の者は、「文化財サポーターズ」の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、別添に定める内容を事前に文化財サポーターズ事務局（「文化財サポーターズ」の運営のため、文化庁、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団及び PROJECT\_Vega の連携に基づき公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団に設置する事務局を指す。以下同じ。）に届出を出した上で、本ロゴマークを無償で使用することができる。

- ① 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- ② 「文化財サポーターズ」による支援を受けた者
- ③ 学校・博物館等の教育機関
- ④ その他事務局が必要と認める者

### 2. 本ロゴマークの使用方法について

（使用の禁止）

本ロゴマークは、次に掲げる場合に該当する使用をすることはできない。これらに違反した場合、違反した者による本ロゴマークの使用を禁じる。

- （ア）主として、特定の政治、思想、宗教等の活動と結び付けて使用する場合
- （イ）法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- （ウ）不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- （エ）商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用

する場合

(オ) 本ロゴマーク及び「文化財サポーターズ」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(カ) 本ロゴマークを改変して使用した場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む）

(キ) その他、事務局が不適切と判断する場合

（使用上の注意）

使用に当たっては、使用者は法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意しなければならない。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、事務局は一切の責任を負わない。